

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- オープンイノベーションを活用し、人財の交流を図るとともに新規事業を創出する。
- 取引先企業間に人財のインターンシップ活動を推進し、両社が共に成長できるパートナーシップの構築と人財育成推進に繋げる。
- 受発注システムを共有化することにより、仕事の効率化及びペーパーレス化を図る。
- グリーン化への取り組みとして、社用車を随時電気自動車（EV）に移行する。
- 取引先共同開催にてワーク・ライフ・バランスの勉強会を定期的に開催する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

① 価格決定方法

不合理・不適切な原価低減要請や原価低減活動は一切行いません。また、継続的な発注に関しては四半期毎に価格に関する協議を取引先と行います。そして、下請事業者からコスト（労務費・原材料費・エネルギー価格等）上昇による対価の見直しの申出があれば、遅滞なく協議に応じるとともに価格変更にできる限り柔軟に応じます。なお、上記協議内容は後のトラブルを防ぐ為に議事録を作成致します。

② 手形などの支払条件

支払に関し約束手形は使用致しません。よって、基本的には現金支払いと致します。また、電子記録債権等のサイトを使用しての支払いに関しては、納品日から 60 日以内に必ず支払いを完了させます。

③ 知的財産・ノウハウ

下請事業者の秘密情報について、事前承諾を得ずに取得し、または開示を強要することは一切致しません。そして、共同開発等に関する権利の帰属については、両社の貢献度に応じ下請

事業者の利益に十分配慮して決定致します。また、技術情報等は重要な財産であることを深く理解し、データ取り扱い等を適正化するとともに提供を受ける際は技術料を含む相当な対価を支払うように努めます。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

納期及び納入頻度は、下請事業者にとって無理がなく、労働時間の短縮が可能なものとなるよう、両社協議して決定するものとする。また、週末発注・週初納入・終業後発注・翌朝納入・発注内容の急な変更や取り止めは行わないものと致します。なお、発注ミスによるコスト負担は、発注者側とします。

3. その他（任意記載）

- ①当社では「下請事業者」という文言は使用せず、「パートナーズ企業」と呼称致します。
- ②取引先企業一丸となって、自然災害・サイバー攻撃・感染症・国際情勢の変化等の事業活動基盤における重大な障害発生時に備え、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画並びに連携事業継続力強化計画の策定、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び事業継続マネジメントの実務に協力し合うものとします。
- ③下請中小企業振興法振興基準に関する勉強会を取引先企業と協同して継続的に開催し、理解を深めます。

2023年6月16日

株式会社いつきフード
企 業 名

代表取締役社長 樋尾 重樹
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。